○財務省令第三十六号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第百三十一号）の施行に伴い、国税収納金整理資金事務取扱規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税収納金整理資金事務取扱規則等の一部を改正する省令

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第一条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収納済額の登記） **第二十四条**　国税収納命令官等は、国税収納官吏又は日本銀行から、その収納した国税等について、領収済報告書、領収済通知書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の五第一項の規定による納付受託者（同法第三十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）の納付及び関税法第九条の七第一項の規定による関税納付受託者（同法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）の納付に係る領収済通知書を除く。）、振替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書の送付を受けたときは、直ちに当該領収済報告書、領収済通知書、振替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書の枚数及び金額を、これらに添付されている集計表により確認した上、当該領収済報告書、領収済通知書、振替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書により収納年月日、収納済額その他必要な事項を資金徴収簿に登記しなければならない。ただし、当該領収済通知書が国税収納官吏から払い込まれた国税等に係るものであるときは、この限りでない。 2　国税収納命令官等は、日本銀行から、その収納した国税等について国税通則法第三十四条の五第一項の規定による納付受託者の納付又は関税法第九条の七第一項の規定による関税納付受託者の納付に係る領収済通知書の送付を受けたときは、それぞれ当該領収済通知書に係る国税通則法第三十四条の五第二項の規定により国税庁長官が納付受託者から通知を受ける国税通則法施行規則第八条各号に掲げる事項又は関税法第九条の七第二項の規定により財務大臣が関税納付受託者から通知を受ける関税法施行規則第一条の十四各号に掲げる事項により、収納年月日、収納済額その他必要な事項を資金徴収簿に登記しなければならない。 3・4　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（収納済額の登記） **第二十四条**　国税収納命令官等は、国税収納官吏又は日本銀行から、その収納した国税等について、領収済報告書、領収済通知書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の五第一項の規定による納付受託者（同法第三十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）の納付に係る領収済通知書を除く。）、振替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書の送付を受けたときは、直ちに当該領収済報告書、領収済通知書、振替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書の枚数及び金額を、これらに添付されている集計表により確認した上、当該領収済報告書、領収済通知書、振替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書により収納年月日、収納済額その他必要な事項を資金徴収簿に登記しなければならない。ただし、当該領収済通知書が国税収納官吏から払い込まれた国税等に係るものであるときは、この限りでない。 2　国税収納命令官等（税関の国税収納命令官等を除く。）は、日本銀行から、その収納した国税等について国税通則法第三十四条の五第一項の規定による納付受託者の納付に係る領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に係る同条第二項の規定により国税庁長官が納付受託者から通知を受ける国税通則法施行規則第八条各号に掲げる事項により、収納年月日、収納済額その他必要な事項を資金徴収簿に登記しなければならない。 3・4　［同上］

（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第二条　税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の八第四項、第百五条第三項若しくは第百二十九条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第九条第二項、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物	税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百五条第三項若しくは第百二十九条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第九条第二項、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する